

その他関連資料

平成21年度に実施された研究等について（日本子ども家庭総合研究所）

研究名	平成21年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究 「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究」
主任研究者名	高橋重宏（子ども家庭福祉研究部部長・日本社会事業大学学長）
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 （報告書として送付予定）
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	国立保健医療科学院HP内厚生労働科学研究成果データベースにて掲載予定 http://mhlw-grants.niph.go.jp/
<p><研究概要> 本研究班では、従来の児童相談所のみ主導で行ってきた家族への援助の枠組みを、親、子ども、地域コミュニティ、親族等が援助計画作成とその後の援助を行う枠組みへ有機的に参画する体系や構築を目指す。（1）日本での児童相談所、区市町村、養護施設といった援助を行う機関における家族参画型の実践モデルの開発を行う。（2）児童相談所等における精神科クリニックの役割と有効性について検証を進める。（3）精神保健ニーズを持った子どもと環境についてのアセスメント尺度の日本語版作成に向けて有識者等の意見を求め有効性を高める。（4）性的虐待に対して事例の実態を分析することに加え、実践事例への具体的な支援を通してその有効性を検証する。これらを通じて援助モデルプロトタイプを作成する。</p>	

研究名	平成21年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究 「児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究（2）」
主任研究者名	山本恒雄（日本子ども家庭総合研究所）
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 （日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定）
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所HPにて掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p><研究概要> この研究は児童相談所が子ども虐待相談に対応するための課題において、平成19年度の法改正による児童相談所等が実施する保護者への援助の強化と、それに関する厚生労働省の通知（「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」2008）を踏まえ、様々な保護者援助の手法について、その効果、妥当性、評価や適応する保護者の見極めについて検討を加えることを目指して計画された。平成21年度は保護者支援の基礎的な枠組み、特に親子分離による保護者指導、親子関係の修復援助におけるハードルとなっている保護者の不適切養育の自覚や援助に対する協力姿勢・態度に対する児童相談所の親子関係調整のための指導・援助の枠組みを把握することを目的とした調査を行っている。</p>	

研究名	平成21年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究 「児童福祉法第28条適用の現状と課題についての研究」
主任研究者名	高橋重宏（子ども家庭福祉研究部部長・日本社会事業大学学長）
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 （日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定）
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所HPにて掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p><研究概要> 本研究では、児童相談所の実践現場における意見を集約・把握し、今後の検討課題を抽出することを目的とし、①先行研究の検討、②児童福祉法第28条に関連した適用状況の確認、③児童福祉法第28条に関連した将来的な課題の抽出を行うこととした。これまで児童福祉法第28条に関しては検討が行われてきた経緯があるが、これらの先行研究においては改正後の新部分が扱われていないので、改めて現段階での実施状況に伴う課題の抽出と円滑な運用のあり方等が議論される必要があるため改めて課題の抽出を行う。抽出された課題について全国の児童相談所に対して実施状況、及び実践上の問題点等についてアンケート調査を実施する。加えて具体的な事例について個人情報が出ない形で、対応策や問題点に絞った調査を行い、具体的課題を抽出する。</p>	

研究名	平成21年度日本子ども家庭総合研究所個別研究 「児童相談所と司法機関との連携に関する課題に関する研究 DV問題に関連する児童虐待相談およびその通告に関する調査研究」
主任研究者名	山本恒雄（日本子ども家庭総合研究所）
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 （日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定）
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所HPにて掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p><研究概要> 平成19年の法改正により児童相談所の権限の強化、特に子どもの安全確保に関する強制的な介入を含む法的対応力の強化が進んでおり、様々な局面において警察との連携が欠かせない状況にある。家庭裁判所は児童福祉法第28条1項、2項の申立て審判において、子ども虐待相談事案に関する児童相談所の子どもの分離介入を伴う保護者指導や家族再統合課題に深くかかわり合いを持っているが、申立てにおける様々な証拠提出や承認までの審判過程における課題の情報整理と教諭化は常時課題となっている。また審判における家庭裁判所から児童相談所への指導勧告による児童相談所の保護者への指導・援助対応の強化が規定されているため、その効果や知事の勧告の実施状況等を調査し現状把握を行い、より効率的な運用のための課題と方策を整理する。</p>	

平成21年度に実施された研究等について（こども未来財団）

研究名	平成21年度こども未来財団・児童関連サービス調査研究事業 「児童虐待事例で対峙する保護者への対応に関する研究」
主任研究者名	野村武司（獨協大学法科大学院教授）
報告書配布先	全国の児童相談所
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に（評価委員会における評価決定後に）こども未来財団HPにて掲載予定 http://www.kodomomiraizaidan.or.jp
<p><研究概要> 保護者は子どもの福祉を第一に現に養育を行っており、その第一義的な責任を負うものであるが、しばしば子どもの福祉に反する行為や養育がこうした保護者によって行われることがある。こうした場合に児童相談所は相談や支援の他、ときに介入的にこうした家族にかかわり、子どもの福祉を回復あるいは図ろうとする。その意味では、児童相談所と保護者は対峙している場合であっても、子どもの福祉という点で対立すべきものではない。児童虐待対応件数が毎年増加していく中で、児童相談所の支援・措置のプロセスの中で保護者と対峙し紛争に至る事例も増加していると考えられる。このような事態に関し、その実情と要因を考察するための事例を収集し、紛争事例の対応方法・予防に関する今後の議論の基礎データとすることを目的とした。</p>	

研究名	平成21年度こども未来財団・児童関連サービス調査研究事業 「要保護児童対策地域協議会の機能強化のための研修プログラム作成に関する研究」
主任研究者名	加藤曜子（流通科学大学教授）
報告書配布先	調査協力市区町村・都道府県450か所、全国野児児童相談所、子どもの虹情報研修センターほか
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に（評価委員会における評価決定後に）こども未来財団HPにて掲載予定 http://www.kodomomiraizaidan.or.jp
<p><研究概要> 2005年から市町村が第一義的な相談をし、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担うなど、その機能充実が虐待予防につながるのだと理解され始めると、都道府県で市町村においても児童福祉司を養成する必要があることが強調されるようになり法律で整備されることとなった。市町村においては児童虐待問題への取組みとして虐待防止ネットワークや児童虐待の基礎知識としての研修について個別に実施していた。本調査の目的は、①自治体における児童相談および要保護児童対策地域協議会のための研修実態の調査分析をする、②分析結果から導き出された課題を提示する、③研修プログラムモデルを提案する、④調査から導き出された課題となった項目に関するDVDを作成する、の4点である。</p>	

研究名	平成21年度こども未来財団・児童関連サービス調査研究事業 「要保護児童対策地域協議会を活用した在宅支援の充実に関する調査研究」
主任研究者名	安部計彦（西南学院大学）
報告書配布先	全国の児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課、 日本子どもの虐待防止学会理事ほか
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に（評価委員会における評価決定後に）こども未来財団HPにて掲載予定 http://www.kodomomiraizaidan.or.jp
<p><研究概要> 要保護児童対策地域協議会の設置率は約95%となったが、個別ケースへの対応や議会運営に関しては依然として混乱がみられ、児童相談所と市町村の協働についても、さまざまな課題があることが先行研究等から明らかになっている。こうしたことから、要保護児童対策地域協議会の活性化をはかり、在宅支援ケース対応における専門性の向上が喫緊の課題である。そこで、要保護児童対策地域協議会における児童相談所と市町村との連携に関する実態把握と課題の分析を通じ、要保護児童対策地域協議会の活用のあり方と市町村と児童相談所との役割分担のあり方及び調整機関や関係機関が活用可能な在宅支援の連携モデルを提示することを目的とする。</p>	

研究名	平成21年度こども未来財団・児童関連サービス調査研究事業 「里親のコンピテンス形成と評価に関する調査研究報告書」
研究者名	庄司順一（日本子ども家庭総合研究所）
報告書配布先	都道府県・政令指定都市の里親会、都道府県の児童福祉主管課、 全国の児童相談所、里親支援機関ほか
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に（評価委員会における評価決定後に）こども未来財団HPにて掲載予定 http://www.kodomomiraizaidan.or.jp
<p><研究概要> 社会的養護における家庭的養護、とくにその中心をなす里親制度の推進が図られているなかで、里親受託児童のかかえる問題の複雑さ、深刻さは増しており、里親による養育の知識・技術の一層の向上が求められている。本研究では、里親として求められるコンピテンス（力量）を明確にするとともに、評価方法（調査票案）を開発した。</p>	

平成21年度に実施された研究等について（子どもの虹情報研修センター）

子どもの虹情報研修センターでは、センターが実施する研修で得られた情報の分析や児童福祉の現場における臨床研究をはじめとして、今日的に重要と思われる課題についての研究を行っています。その成果を、センター研修に生かすとともに、現場で役立てていただくことを目指しています。

以下に、平成21年度に発行した（主に平成20年度実施の）研究報告書等の中から、児童相談所において参考になるとと思われるものをいくつか紹介いたします。

I. センターで企画・実施した研究及び研究者に委嘱して行った研究

①	研究名	児童虐待の援助法に関する文献研究（第5報）
	研究代表者	保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）
	研究概要など	第4報までで、戦後から2007年までの文献調査を終えたことを踏まえ、以後は年度毎にテーマを設定し、分析することとした。第5報においては、性的虐待に関する文献のレビューを行うとともに、児童虐待について記述のある教育心理学のテキストについての分析を行っている。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

②	研究名	児童相談所におけるスーパーバイズのあり方に関する研究
	研究代表者	川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）
	研究概要など	児童相談所において、スーパーバイザーの果たす役割はきわめて重要である。今後の児童虐待対応など児童相談所の専門性を高めるために、スーパーバイザーの役割をはじめとして、児童相談所におけるスーパーバイズのあり方について、実際のスーパーバイザー経験者がまとめ、ともに検討している。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

③	研究名	児童虐待における家族支援に関する研究 第2報 —児童福祉施設と児童相談所の連携をめぐって—
	研究代表者	川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター)
	研究概要など	児童虐待における家族支援について、第1報に続き児童養護施設での家族支援をテーマに、第2報では施設と児童相談所の連携・協力を中心にとりまとめ、現在の課題と今後のあり方を検討している。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

④	研究名	被虐待児の学校場面における支援に関する調査研究
	研究代表者	生島 博之 (愛知教育大学教育実践総合センター)
	研究概要など	被虐待児の学校場面における指導の困難さについては従来より指摘されてきたが、今後の学級場面における支援の向上に役立てるため、情緒障害児短期治療施設の児童が通っている学級における指導の実際と抱えている課題を、フィールドワークの手法により調査研究している。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

⑥	研究名	被虐待児への学習援助に関する研究 —被虐待児の認知に関する研究—
	研究代表者	宮尾 益知 (国立生育医療センター)
	研究概要など	被虐待児の認知傾向、学習場面の態度・注意集中などの問題を中心に検討している。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

II. 研究紀要

		子どもの虹情報研修センター紀要 No.7 (2009)
内容		当センターでは、平成15年に紀要 No.1 (2003) を発行して以来、毎年1冊ずつ紀要を発行している。平成21年度には、論文「児童虐待ケースにおける面会交流」をはじめ、公開講座の記録「子どもの心にとどく子守唄」や、センター研修講義の記録など多彩な内容で No.7 を発行した。
報告書配布先 (ネット閲覧)		児童相談所、児童福祉施設、その他の関係機関等。 紀要は、No.1 から今号まですべてセンターホームページ「研究活動・紀要」の頁で閲覧できる。

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への 定期的な情報提供に関する指針」のポイント

1 指針の趣旨

教育機関等（学校及び保育所）から福祉部門（市町村又は児童相談所）への出欠状況等の定期的な情報提供に関し、対象とする児童、頻度・内容、依頼の手續等の事項についての基本的な考え方を示すもの。

2 対象とする児童

- (1) 要保護児童対策地域協議会において児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、かつ学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）及び保育所に在籍する幼児児童生徒等
- (2) 児童相談所が管理する児童虐待ケースを含む。（協議会の対象外のもの）
※ 地域の実情を踏まえ、対象となる児童の範囲を柔軟に設定することも可。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

- (1) 定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準
- (2) 定期的な情報提供の内容は、①対象期間の出欠状況、②（欠席があった場合の）家庭からの連絡の有無、③欠席の理由とする。
※ 地域の実情を踏まえ、情報提供の頻度を柔軟に設定することや、情報提供の内容をより幅広く設定することも可。

4 定期的な情報提供の流れ

- (1) 福祉部門から教育機関に対して、対象児童の氏名、情報提供の内容・期間等を書面で依頼
- (2) 合意に基づき、教育機関から福祉部門へ書面にて定期的な情報提供実施
- (3) 情報提供を受けた福祉部門は、情報を複数人で組織的に評価し、対応方針等を検討するとともに、必要に応じて児童相談所に支援の要請又は送致・通知
※ 福祉部門と教育機関において協定を締結するなどにより、情報提供の仕組みについて事前に機関間で合意することが望ましい。

5 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、教育機関において、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に福祉部門に情報提供又は通告をする。

雇 児 発 0 3 2 4 第 1 号
平 成 2 2 年 3 月 2 4 日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているほか、児童虐待による死亡事件も跡を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところである。

しかしながら、先般、東京都江戸川区において発生した、児童虐待が疑われる小学校1年生の子どもが亡くなった事件では、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されているところである。

こうした指摘を踏まえ、文部科学省、厚生労働省で協議の上、別添のとおり「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（以下「本指針」という。）を作成したので、地域の実情に応じて適切に運用されるよう、本指針の内容について御了知いただくとともに、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等への周知を図られたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

また、本件については、文部科学省からも、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長に対し、通知されているので申し添える。

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、学校及び保育所から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市町村が求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において、絶えず、ケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が求める場合

児童相談所（児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校等及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等についての、対象期間の出欠状況、(欠席があった場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校及び保育所を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校及び保育所に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校及び保育所との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいものであること。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回を標準としている定期的な情報提供の頻度を柔軟に設定したり、対象となる幼児児童生徒等の範囲を柔軟に設定したり、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

(3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者である教育委員会、国立大学法人、都道府県私立学校主管部課(以下「教育委員会等」とする。)に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 提供の方法

学校及び保育所は、市町村等から、上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

(2) 教育委員会等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校及び保育所において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

- ① 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催など状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

- ① 児童相談所が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行う。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなどの状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

② 市町村が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報の保護に対する配慮

(1) 学校及び保育所から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の目的、基本理念及び各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえて、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行われなければならないので留意すること。

(2) 市町村が学校及び保育所から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校及び保育所から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校及び保育所以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参 考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in ひろしま」の開催について

～平成22年度は、広島県広島市で開催～

1. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も跡を絶たない状況にあります。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施することとしています。

平成22年度におきましても、児童虐待防止推進月間標語の募集、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府公報等を活用した各種媒体（新聞、雑誌等）による広報啓発などを行うほか、次のとおり、全国フォーラムを開催することとしております。

2. 全国フォーラム

(1) 開催日

平成22年11月23日（火・祝日）

(2) 開催場所

広島国際会議場（広島市中区中島町1-5（平和記念公園内））

(3) 参加募集

本年9月（予定）に、厚生労働省ホームページ等において行います。

(4) 主 催

厚生労働省

(5) 共 催

広島県、広島市

平成22年6月25日

各 { 都道府県
指定都市
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
虐待防止対策室

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の改正について

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）が本年7月17日に施行されることに伴い、今般、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）が改正され、それに伴い、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について」が別添のとおり、平成22年6月25日付健臓発0625第2号により、厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長より各都道府県、指定都市及び中核市の衛生主管部（局）長あて通知されました。

当該通知においては、臓器提供施設の患者である児童について、虐待が行われた疑いがあるかどうかを的確に確認できるよう、日頃から児童相談所等の関係機関と連携を図るとともに、地方自治体等が実施する児童虐待防止対策に係る研修に職員が積極的に参加する等により、児童虐待への対応に当たる者の資質の向上に努めることとされています。

当室としても、医療機関である臓器提供施設が児童相談所等と連携し、また、当該施設に所属する職員が児童虐待防止に関する研修の受講等によりその知見を増やすことは児童虐待防止対策として有用であると考えますので、臓器提供施設等の医療機関が参加可能な児童虐待防止対策に関する研修等の実施にご配慮いただくとともに、当該研修の実施について、貴衛生主管部（局）も通じて周知する等により、臓器提供施設等の職員が研修等へ参加しやすくなるよう努めていただきますようお願いいたします。

つきましては、管内市町村並びに関係機関等への周知についてご配慮をお願いします。

健臓発0625第2号

平成22年6月25日

各 { 都道府県
指定都市 } 衛生主管部(局)長 殿
{ 中核市 }

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



(印影印刷)

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について

今般、平成22年6月25日付け健発0625第2号厚生労働省健康局長通知にて「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)の一部が改正されたところですが、改正後のガイドラインの第5(虐待を受けた児童への対応等に関する事項)に係る留意事項は、下記のとおりです。

つきましては、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

なお、下記4の内容については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室と協議済みであることを申し添えます。

記

1. ガイドライン第5の1(2)に規定する「児童虐待の対応に関するマニュアル」(以下「虐待対応マニュアル」という。)とは、臓器提供施設において、臓器提供に関係するか否かに関わらず、当該施設の患者である児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがあると判断した際の対応について、手順等を示すものであること。
2. 児童からの臓器提供を行う施設において虐待対応マニュアルを整備するに当たっては、以下に例示するような関係学会、行政機関等において

作成された指針等を参照するものとし、当該マニュアル中に、参照した指針等を明記すること。

- ・「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」
(平成21年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」)
- ・「子ども虐待診療手引き」(日本小児科学会)

3. ガイドライン第5の3(3)に規定する「捜査機関との連携」については、関係省庁とも協議の上で、別途通知(「臓器移植と検視その他の犯罪捜査に関する手続との関係等について」(平成9年10月8日付け健医疾発第20号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知))が発出されているところであり、当該通知の記の第2の4を参照すること。

4. 臓器提供施設は、当該施設の患者である児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかの確認を的確に行うことができるよう、日頃から児童相談所等地域の関係機関と連携を図るとともに、地方自治体等が実施する児童虐待防止に資するための研修に積極的に参加すること等により、児童虐待への対応に当たる職員の資質の向上に努めること。

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（抜粋）

平成 9年10月 8日 制定
 平成10年 6月26日一部改正
 平成11年 9月20日一部改正
 平成11年11月19日一部改正
 平成14年 7月31日一部改正
 平成19年 7月12日一部改正
 平成22年 1月17日一部改正
 平成22年 7月17日一部改正

第5 虐待を受けた児童への対応等に関する事項

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）附則第5項においては、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、その疑いがある場合に適切に対応する必要がある旨規定されていること。

このため、脳死・心臓死の区別にかかわらず、児童（18歳未満の者をいう。以下同じ。）からの臓器提供については、以下のとおりとし、虐待が行われた疑いがある児童が死亡した場合には、臓器の摘出は行わないこと。

1 児童からの臓器提供を行う施設に必要な体制

次のいずれも満たしていること。

- (1) 虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていること。
- (2) 児童虐待の対応に関するマニュアル等が整備されていること。なお、当該マニュアルは、新たな知見の集積により更新される必要があること。

2 虐待が行われた疑いの有無の確認について

- (1) 児童の診療に従事する者は、臓器の提供に至る可能性があるか否かにかかわらず、可能な限り虐待の徴候の有無を確認するよう努めること。また、その徴候が確認された場合には、児童からの臓器提供を行う施設においては、当該施設の患者である児童について、虐待対応のための院内体制の下で、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認すること。
- (2) この結果、当該児童について虐待が行われた疑いがあると判断した場合には、児童からの臓器提供を行う施設は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項の規定により児童相談所等へ通告するとともに、警察署へ連絡するなど関係機関と連携し、院内体制の下で当該児童への虐待対応を継続すること。
- (3) なお、その後、医学的理由により当該児童について虐待が行われたとの疑いが否定された場合についても、その旨を関係機関に連絡した上で、当該児童への虐待対

応の継続の要否について検討すること。

3 臓器提供を行う場合の対応

- (1) 主治医等が家族に対し、臓器提供の機会があること等を告げようとする場合には、事前に、虐待防止委員会の委員等とそれまでの診療経過等に関して情報共有を図り、必要に応じて助言を得ること。
- (2) 児童から臓器の摘出を行う場合には、施設内の倫理委員会等の委員会において、2及び3(1)の手続を経ていることを確認し、その可否について判断すること。
- (3) なお、施設内の倫理委員会等の委員会で、児童について虐待が行われた疑いがなく当該児童から臓器の摘出を行うことが可能であると判断した場合であっても、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条第1項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われる場合には、捜査機関との連携を十分に図ること。

児童ポルノ排除総合対策

平成22年7月

犯罪対策閣僚会議

目 次

序 「児童ポルノ排除総合対策」の策定に当たって	1
1 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進	
① 協議会の開催	2
② 国民運動の効果的な推進	2
③ ホームページによる広報・啓発活動	2
④ 「児童虐待防止推進月間」における取組	2
⑤ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等における取組	2
⑥ 「女性に対する暴力をなくす運動」における取組	2
⑦ P T Aを通じた保護者への働き掛け	2
⑧ 国際的取組への参画	3
2 被害防止対策の推進	
(1) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備	
① 青少年インターネット環境整備法に基づく総合的な被害防止対策の推進	3
② 青少年保護に向けたメディアリテラシーの向上及び新たな取組に対する支援	3
③ 官民の情報共有、ポータルサイトによる情報提供の推進	4
④ フィルタリングの普及促進等のための施策	4
(2) 情報モラル等の普及の促進	
① インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動	4
② インターネット安全教室の実施	4
③ 学校及び家庭における情報モラル教育の充実	5
3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進	
① 違法情報の排除に向けた取組の推進	5
② 事業団体によるガイドライン等の策定の支援	5
③ 違法・有害情報相談センターの運営の支援	5
④ 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体との連携等を通じた児童ポルノ流通防止対策の推進	5
⑤ ブロッキングの導入に向けた諸対策の推進	6
i アドレスリストの迅速な作成・提供等実効性のあるブロッキングの自主的導入に向けた環境整備	
ii I S Pによる実効性のあるブロッキングの自主的導入の促進	
iii 一般ユーザーに対する広報・啓発	

4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進

(1) 早期発見・支援活動

- ① 関係職員の意識啓発 7
- ② 街頭補導等を通じた被害防止及び被害児童の早期発見・保護活動 7
- ③ 被害児童に対する継続的支援の実施 7
- ④ カウンセリング態勢の充実 7
- ⑤ スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実 7
- ⑥ 児童相談所における児童等への支援や通報の実施 7
- ⑦ 児童家庭支援センターの運営及び児童福祉施設における心理療法担当職員
の配置 8

(2) 担当職員の能力の向上

- ① 被害児童の心情に配慮した聴取技法の検討 8
- ② 被害児童の支援の在り方に関する検討 8
- ③ 性的被害児童等に対するケアに関する調査・研究及び研修の実施 8
- ④ 心のケアに関する対応の充実 9

5 児童ポルノ事犯の取締りの強化

- ① 悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙 9
- ② 悪質な関連事業者に対する責任追及の強化 9
- ③ 外国捜査機関等との連携の強化 9
- ④ 児童ポルノ関連事犯に対する厳正な対応 9
- ⑤ 児童ポルノ事犯に関する捜査能力等の向上 9
- ⑥ 検察官に対する研修の実施 10

6 諸外国における児童ポルノ対策の調査等

- ① G8ローマ・リヨン・グループにおける「性的搾取による被害児童の支援」
プロジェクトの推進 10
- ② 諸外国の児童ポルノ対策の調査 10
- ③ 民間団体による取組への支援 10

序 「児童ポルノ排除総合対策」の策定に当たって

我が国における児童ポルノ事犯は、検挙件数・被害児童数いずれも増加傾向にあり、平成21年は、検挙件数が前年比約4割増の935件、また、被害児童数が前年比約2割増の405人に達し、いずれも過去最多となっている。

これらの犯行形態を見ると、5割以上がインターネットを利用したものであり、特に児童ポルノ提供事犯・公然陳列事犯では、約9割に及んでいる。加えて、児童を守るべき実母による事犯や、児童が信頼を寄せている教員、保育士等による事犯も発生しており、極めて憂慮すべき事態に至っている。

国際的にも、児童ポルノは国境を越えて取り組むべき世界的な課題となっており、例えば、平成19年以来3年続けて、G8司法・内務大臣会議の総括宣言において、各国連携による児童ポルノ対策の推進の必要性に関する記述が盛り込まれている。さらに、平成21年7月の国連特別報告者による人身取引対策に関する訪日調査で児童ポルノ等への取組が不十分である旨指摘されるなど、人身取引対策の分野においても、児童ポルノ対策の推進が求められている。

そもそも児童ポルノは、児童の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の権利条約で保護された児童の権利を踏みにじるものである。しかも、児童ポルノが一旦インターネット上に流出すれば、その回収は事実上不可能であるため、被害児童の苦しみは将来にわたって続くこととなる。このような児童ポルノは絶対に許されるものではなく、蔓延・氾濫を食い止め、排除を進めていかなければならない。

その一方で、児童ポルノ問題を解決するためには、警察による取締りの果たす役割は大きいものの、それだけでは決して十分ではなく、国民の理解と協力を得ながら、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護・支援の充実等を図っていくことが必要不可欠である。

こうしたことを踏まえ、政府において、この度、今後3年間を目途に、児童ポルノを排除するための総合的な対策として「児童ポルノ排除総合対策」を策定したものである。

この総合対策は、現行法を前提に、政府として早急に行うべき施策を取りまとめたものであり、これに基づき、国民、事業者、関係団体等との連携の下、各府省庁において施策を推進していくこととする。また、それぞれの施策の実施状況について、おおむね1年ごとに検証しつつ、新たな情勢の変化に応じ柔軟かつ効果的な措置を講じていくこととする。

1 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進

① 協議会の開催

児童ポルノの排除に向けた国民運動を官民一体となって推進するため、関係府省庁、教育関係団体、医療関係団体、事業者団体、NPO等で構成する協議会を開催し、国民運動の推進方策について協議するとともに、その周知を図る。(内閣府)

② 国民運動の効果的な推進

児童ポルノを排除するため、キャッチコピー、シンボルマーク等を公募し、広報・啓発活動に活用するとともに、シンポジウムを開催するなどして国民運動の効果的な推進を図る。(内閣府、警察庁等)

③ ホームページによる広報・啓発活動

内閣府のホームページにおいて、児童ポルノ排除対策ワーキングチームの活動状況について掲載するとともに、警察庁のホームページにおいて、「NO!!児童ポルノ」と題して、児童ポルノの定義、被害防止対策、検挙・被害状況、児童ポルノ被害の深刻さ等について掲載し、児童ポルノ排除対策に関する国民の理解の増進を図る。(内閣府、警察庁等)

④ 「児童虐待防止推進月間」における取組

毎年11月に実施している「児童虐待防止推進月間」において、児童ポルノの問題を含む児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を推進する。(厚生労働省等)

⑤ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等における取組

毎年実施している「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)及び「全国青少年健全育成強調月間」(11月)において、児童ポルノ排除に係る広報・啓発活動の強化等を重点項目に追加し、児童ポルノ排除対策の必要性等について国民の理解の増進を図るため、関係機関・団体と地域住民等が相互に協力・連携した広報・啓発活動を推進する。(内閣府、警察庁等)

⑥ 「女性に対する暴力をなくす運動」における取組

毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、児童の性的搾取を含む女性に対する暴力を根絶するため、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する。(内閣府等)

⑦ PTAを通じた保護者への働き掛け

関係省庁、PTAの全国組織等の間で緊密な連携を図り、PTAの全国大会、

総会等の機会に、児童ポルノ排除の重要性について周知を図る。(文部科学省)

⑧ 国際的取組への参画

我が国が2005年に締結した「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の規定に基づき、児童の権利委員会に提出した政府報告に対する同委員会の最終見解の趣旨を踏まえ、同選択議定書の実施の確保に努める。また、2008年11月、リオデジャネイロで開催された「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」において取りまとめられた「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ」について国内での周知に努める。(外務省、警察庁、法務省)

2 被害防止対策の推進

(1) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備

① 青少年インターネット環境整備法に基づく総合的な被害防止対策の推進

インターネットの利用を通じて青少年が児童ポルノ事犯等の犯罪被害やトラブルに遭う事例が絶えないこと等にかんがみ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、青少年インターネット環境整備法が制定されたところ、同法の施行状況の把握のために必要なデータ収集を目的として、青少年及びその保護者に対し、フィルタリングの認知度・利用度や改善ニーズ等を調査するとともに、改善ニーズ等を踏まえたフィルタリングソフトウェアの性能向上のための方策の検討及び利用の促進を図る。また、同法に基づき、関係府省庁、関係事業者等が連携して、青少年、保護者等に対する青少年のインターネットの適切な利用に関する広報・啓発、調査研究その他の対策を総合的に推進する。(内閣府、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省)

② 青少年保護に向けたメディアリテラシーの向上及び新たな取組に対する支援

メディアの健全な利用の促進に必要な情報の持つ意味を正しく理解し活用できる能力等(メディアリテラシー)の向上を図るため、コミュニティ型ウェブサイト(SNS(Social Networking Service))等の消費者発信型メディア(CGM(Consumer Generated Media))における安心・安全な利用に関する実態調査等の各種調査研究、メディアの特性に応じたメディアリテラシーに関する教材等の開発、関係者間の連携強化等を総合的に推進する。また、青少年がインターネットを介して犯罪に巻き込まれる事態を未然に防止するため、「利用者視点を踏まえたICT(Information and Communication Technology)サービスに係る諸問題に関する研究会」の提言を踏まえ、携帯電話利用者の年齢認証やメッセージ交換サービス監視等、CGM事業者の青少年保護に向けた新たな取組を支援する。(総務省)

③ 官民の情報共有、ポータルサイトによる情報提供の推進

官民を横断する違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブルの連絡網により、政府の対策、民間の対処方策、違法・有害情報の事例、その対応策等について実務者間での情報共有を実現する。また、違法・有害情報への具体的対策や関係府省庁及び関係団体の取組等について、「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」等を活用し、積極的な情報提供を実施する。(内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省等)

④ フィルタリングの普及促進等のための施策

「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言を踏まえ、フィルタリングサービスの普及改善に向けた更なる対策への支援を行う。

また、青少年や保護者、教職員等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用に係るリスクとその対策を周知することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と、保護者等による実効的な自主的対策を促進するべく、フィルタリングの認知・理解の向上を図るフィルタリング普及啓発セミナーや簡易フィルタリングソフトの無償提供等を実施する。(総務省、経済産業省)

(2) 情報モラル等の普及の促進

① インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動

非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等において、有害情報の例や被害事例の紹介等インターネットの利用に起因した青少年の犯罪被害の状況等に係る情報提供を行うとともに、氏名や電話番号等の書き込み、写真の送付等を安易に行わないなどのインターネット利用上の注意や、インターネットを介して知り合った者との安易な交際が危険をもたらす可能性があること等について周知を図るなど、学校、地域、家庭等に対し、インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動を推進する。

また、インターネットの利用を通じた実際の被害事例と被害防止対策に関するリーフレット等を作成し、広報・啓発活動に活用する。(警察庁、内閣府、内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

② インターネット安全教室の実施

経済産業省において、警察の協力の下、全国のNPO法人等と連携し、青少年、保護者、教職員等に対して、情報セキュリティや違法・有害情報対策について普及啓発を図るインターネット安全教室を実施する。(経済産業省、警察庁)

③ 学校及び家庭における情報モラル教育の充実

インターネット上の違法・有害情報の問題等情報化の影の部分が児童に大きな影響を与えており、児童がインターネットを利用した犯罪に巻き込まれやすくなっていることから、新しい学習指導要領を踏まえ、学校における情報モラル教育の充実を図る。また、児童ポルノ事犯による被害のきっかけとなりやすいインターネットの危険性及びその適切な利用について扱った家庭教育に関する講座が各地域で実施されるよう促す。(文部科学省)

3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

① 違法情報の排除に向けた取組の推進

サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターに寄せられた通報を通じ、児童ポルノに係る違法情報の把握に努め、取締りを推進するとともに、サイト管理者等に対し、警察及びインターネット・ホットラインセンターから削除依頼等を実施する。また、インターネットを利用した児童ポルノ事犯の被疑者を検挙した場合等に、当該違法情報が掲載された掲示板のサイト管理者等に対し、当該違法情報の削除の要請及び同種事案の再発防止に努めるよう申入れ又は指導を行うほか、非行防止教室や情報セキュリティに関する講習等の場において、インターネット・ホットラインセンターの取組を紹介するなどして、インターネット上からの児童ポルノの削除の更なる促進を図る。(警察庁)

② 事業団体によるガイドライン等の策定の支援

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」が平成18年8月に取りまとめた最終報告書の提言を受けて、事業団体（(社)電気通信事業者協会、(社)テレコムサービス協会、(社)日本インターネットプロバイダー協会及び(社)日本ケーブルテレビ連盟）により策定された削除すべき児童ポルノの判断基準等を含む「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の不断の見直しを支援する。(総務省)

③ 違法・有害情報相談センターの運営の支援

各種ガイドライン等に基づく、プロバイダ等によるインターネット上の違法・有害情報への対策を強化するため、インターネット上の違法・有害情報に関して、プロバイダ等から個々の事案への対応についての相談業務等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省)

④ 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体との連携等を通じた児童ポルノ流通防止対策の推進

インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）、検索エンジンサービス事業者及びフィルタリング事業者に対して児童ポルノが掲載されているウェブサイトに係るアドレスリストの作成、維持・管理、提供等を中立性の確保に配慮しつつ民間のイニシアティブにて行うための児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体の設置に向けた作業を進め、同団体との官民連携した児童ポルノ流通防止対策を推進する。（警察庁、内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省）

⑤ ブロッキングの導入に向けた諸対策の推進

インターネット上の児童ポルノについては、児童の権利を著しく侵害するものであり、インターネット・ホットラインセンターが把握した画像について、サイト管理者等への削除要請や警察の捜査・被疑者検挙が行われた場合等でも、実際に画像が削除されるまでの間は画像が放置されるところであり、児童の権利を保護するためには、サーバーの国内外を問わず、画像発見後、速やかに児童ポルノ掲載アドレスリストを作成し、ISPによる閲覧防止措置（ブロッキング）を講ずる必要がある。そこで、このようなブロッキングについて、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮しつつ、平成22年度中を目途にISP等の関連事業者が自主的に実施することが可能となるよう、下記の対策を講ずる。（警察庁、総務省、内閣官房、内閣府、経済産業省）

i アドレスリストの迅速な作成・提供等実効性のあるブロッキングの自主的導入に向けた環境整備

警察庁及びインターネット・ホットラインセンターからの情報提供により、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体がプロバイダ等に対し迅速にアドレスリストを提供できるよう、実効性のあるブロッキング導入に向けた環境整備を実施する。

ii ISPによる実効性のあるブロッキングの自主的導入の促進

ISPに対し、インターネット上の児童ポルノの流通を防止するためのブロッキングの重要性、有効性等について理解を求め、実効性のあるブロッキングの自主的導入を促進する。

iii 一般ユーザーに対する広報・啓発

インターネットの一般ユーザーに対し、ブロッキングの重要性等について幅広く広報・啓発し、理解を求めるとともに、インターネット上の流通防止対策に対する国民意識の醸成を図る。

4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進

(1) 早期発見・支援活動

① 関係職員の意識啓発

地方公共団体等と連携し、児童ポルノ事犯について学校関係者、児童福祉関係者等の潜在的な被害児童に接する可能性のある職員の意識啓発を図り、児童ポルノ事犯による被害の早期発見に努める。(警察庁、厚生労働省、文部科学省)

② 街頭補導等を通じた被害防止及び被害児童の早期発見・保護活動

警察において、街頭補導時における積極的な声掛け及び補導並びに少年相談受理時における専門職員等による適切な対応等により、児童ポルノ事犯による被害の未然防止及び被害児童の早期発見・保護に努める。(警察庁)

③ 被害児童に対する継続的支援の実施

警察において、被害児童の精神的打撃の軽減を図るため、少年補導職員、少年相談専門職員等により、個々の被害児童の特質に応じた計画的なカウンセリングの実施や、家庭、学校等と連携した環境調整等による継続的な支援を行う。(警察庁、文部科学省、厚生労働省、法務省)

④ カウンセリング態勢の充実

警察において、被害児童の精神的打撃の軽減を図るための継続的な支援は、担当の職員のみでは対応が困難な場合も多いことから、あらかじめ臨床心理学、精神医学等の専門家を委嘱しておくなど、必要に応じて部外の専門家の助言を受けることができる態勢を整備する。なお、性犯罪被害者の負担軽減及び捜査の的確な推進のため、性犯罪被害者に対する各種支援及び捜査を一つの場所で行う平成22年度モデル事業に係る性犯罪被害者対応拠点に性犯罪被害児童が来所した場合は、これらの専門家と連携して適切な対応を行うよう努める。(警察庁)

⑤ スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実

児童の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の整備を支援することで、児童ポルノ事犯の被害に遭った児童の早期発見等に資する。また、児童ポルノ事犯を含む事件・事故や災害によって心のケアが必要になった児童への対応として、学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣に係る支援を行う。(文部科学省)

⑥ 児童相談所における児童等への支援や通報の実施

児童相談所において、性的虐待、児童ポルノ事犯による被害等により心身に有害な影響を受けた児童に関する相談があった場合に、次の支援を実施する。

- ・ 児童心理司によるカウンセリングや児童福祉司による指導・援助

- ・ 緊急的な保護を必要とする場合における一時保護
 - ・ 医療的なケアが必要な場合における病院等の専門機関の斡旋
 - ・ 児童の生活の立て直しが必要な場合における児童福祉施設への入所措置
- また、児童相談所への相談の過程で、児童の意思等を確認した上で、警察への通報を実施する。(厚生労働省、警察庁)

⑦ 児童家庭支援センターの運営及び児童福祉施設における心理療法担当職員の配置

児童家庭支援センターの運営において、関係機関と連携し、児童ポルノ事犯による被害に係る相談と支援を実施するほか、心理的治療を必要とする児童への心理療法担当職員による治療、指導等を実施する。また、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする児童に、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施する。(厚生労働省)

(2) 担当職員の能力の向上

① 被害児童の心情に配慮した聴取技法の検討

警察庁に設置された心理学の専門家等からなる「被害児童からの客観的聴取技法に関する研究会」において、被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法等について検討を行う。平成22年度に具体的な聴取技法を検討し、23年度に聴取技法のマニュアル、DVD等を作成するなど検討を進める。また、確立した聴取技法を都道府県警察に普及させるため、被害児童からの事情聴取の担当官を対象に聴取技法の必要性及び効果に関する講義や具体的事例に即した聴取手順のロールプレイ等を内容とする研修会を開催する。(警察庁)

② 被害児童の支援の在り方に関する検討

警察庁において、都道府県警察の被害児童支援担当者に対する研修を実施し、カウンセリングの実施方法、事案発生時の的確な対処方法、被害からの立ち直り支援方策等について、児童ポルノ事犯等の特性を踏まえた被害児童支援の在り方の検討を行うとともに、被害児童支援担当者の能力向上を図る。平成22年度に被害児童支援に関する事例を収集し、23年度に立ち直り支援に係る事例集を作成する。(警察庁、法務省、厚生労働省)

③ 性的被害児童等に対するケアに関する調査・研究及び研修の実施

性的被害児童の早期発見方法や、性的虐待を受けた児童に対する児童相談所における聞き取り方法等について、それぞれ調査・研究を実施する。また、子ども

の虹情報研修センターにおいて、児童相談所職員等を対象に性的虐待への対応について研修を実施する。(厚生労働省)

④ 心のケアに関する対応の充実

児童の日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題等について早期発見・早期対応を図るため、養護教諭及び一般の教職員を対象とした効果的な健康観察及び健康相談の方法等に関する指導参考資料を作成するとともに、養護教諭、学校に派遣されている臨床心理士等を対象としたシンポジウムを開催する。(文部科学省)

5 児童ポルノ事犯の取締りの強化

① 悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙

サイバーパトロールの一層の推進やインターネット・ホットラインセンター及び匿名通報ダイヤルからの各種情報の積極的な活用を図るほか、都道府県警察間の合・共同捜査の積極的推進、児童ポルノ愛好者グループの実態解明等を通じ、低年齢児童の性犯罪被害を伴う児童ポルノ製造事犯等に重点を置いた捜査を強化し、悪質な児童ポルノ事犯の検挙の徹底を図る。(警察庁)

② 悪質な関連事業者に対する責任追及の強化

児童ポルノの提供等に加担しているサイト管理者、サーバー管理者といった悪質な関連事業者について、当該関連事業者に対する指導・警告を徹底し、風営適正化法に基づき当該サーバー管理者等に対して勧告を行うほか、刑事責任の追及を図るなど、悪質な関連事業者に対する責任追及を強化する。(警察庁)

③ 外国捜査機関等との連携の強化

国際刑事警察機構(ICPO)、G8ローマ・リヨン・グループ等の国際的な取組への積極的な参加や、米国連邦捜査局(FBI)が実施する研修への職員の派遣、平成14年から実施している東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議の拡充等を通じて、外国捜査機関等との情報交換や国際捜査協力のための調整を行うとともに、連携態勢の強化を図る。(警察庁)

④ 児童ポルノ関連事犯に対する厳正な対応

児童ポルノ関連事犯に対しては、国外犯規定を含め、児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努める。(法務省)

⑤ 児童ポルノ事犯に関する捜査能力等の向上

警察庁において、平成22年4月に児童ポルノ対策官の設置や画像分析体制の拡充等体制の強化が図られたところであるが、こうした体制の下、被害児童の特定

や犯行手口の解明等、児童ポルノ画像等のより綿密な分析を行うとともに、合・共同捜査を積極的に推進するなどして、全国警察の児童ポルノ事犯捜査力の向上を図る。また、各都道府県警察におけるファイル共有ソフト利用事犯を含む児童ポルノ事犯に対する捜査能力の向上を図るため、平成22年度から児童ポルノ事犯捜査に特化した専科教養を実施する。(警察庁)

⑥ 検察官に対する研修の実施

検察官に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、児童に対する配慮等に関する講義を実施するなどして、児童ポルノ事犯に関する知識の取得に努める。(法務省)

6 諸外国における児童ポルノ対策の調査等

① G8ローマ・リヨン・グループにおける「性的搾取による被害児童の支援」プロジェクトの推進

G8各国のテロ対策専門家及び国際組織犯罪対策専門家で構成されるG8ローマ・リヨン・グループにおいて、平成22年2月、「性的搾取による被害児童の支援」に関する新規プロジェクトを提案し、承認されたところであり、今後、本プロジェクトを推進していくことで、各国における性的搾取による被害児童支援対策の好事例集の作成を行う。(警察庁)

② 諸外国の児童ポルノ対策の調査

G8を中心とした諸外国における児童ポルノ関連法規制について、在外公館を通じて調査を行ってきているところ、法規制に関する動向及びインターネット上のブロック等新たな規制を始めとする諸動向に関する調査を継続し、定期的に結果を取りまとめる。(外務省、警察庁、法務省)

③ 民間団体による取組への支援

「安心ネットづくり促進協議会」等において実施する諸外国のブロック等流通・閲覧防止対策に関する調査等の実施に向けた取組への支援を行う。(総務省)

<改正後全文>

雇児発第 0502001 号

平成 17 年 5 月 2 日

(改正経過)

雇児発第 0403009 号

平成 18 年 4 月 3 日

雇児発第 0330026 号

平成 19 年 3 月 30 日

雇児発第 0331014 号

平成 20 年 3 月 31 日

雇児発第 0331027 号

平成 21 年 3 月 31 日

雇児発 0324 第 7 号

平成 22 年 3 月 24 日

各

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童虐待防止対策支援事業の実施について

児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を煩わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実は喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成 17 年 4 月 1 日から実施することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成 11 年 6 月 18 日雇児発第 519 号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」及び平成 16 年 6 月 23 日雇児発第 062301 号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。

児童虐待防止対策支援事業実施要綱

第1 目的

近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。

また、児童相談所には市町村の相談窓口が相談窓口としての機能を充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。

このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 実施主体

児童虐待防止対策支援事業の実施主体は、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。

第3 事業内容

下記の1～12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。

1 協力体制整備事業

(1) 趣旨

都道府県は、児童相談所が、地域においてきめ細かな児童虐待防止等に関する活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行い、その修了者を地域協力員として登録する等の方法により地域における協力体制（ネットワーク）（以下「ネットワーク」という。）を整備し、児童相談所との一体的な援助活動を行うとともに、地域住民に対して児童虐待防止等に資する広報・啓発を行い、子どもの福祉の向上を図るものである。

(2) 事業の内容及び実施方法

① 対象者

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、家庭相

談員等（以下「主任児童委員等」とする。）の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とする。

② 内容

都道府県は、主任児童委員等に対し児童虐待等に関する専門研修を実施し、児童相談所を中心にした地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制の整備を促進する。

③ 実施方法

ア 児童相談所長は、研修を企画し、実施するものとする。

イ 児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を図れるよう配慮する。

ウ 児童相談所長は、講師の選定にあたって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うものとする。

エ 児童相談所長は、市区町村長からの推薦により、研修者の受付を行い、参加を決定した場合には市区町村長を通じ通知するものとする。

なお、主任児童委員は、原則として全員が研修を受けるものとする。

④ 人材の登録

ア 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備する。

イ 児童相談所長は、各地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配布するとともに市区町村の広報等により住民に周知を図る。

ウ 児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図るものとする。

エ 定期連絡会は、原則として地域協力員及び市区町村の児童福祉担当者が出席するものとする。

2 カウンセリング強化事業

(1) 趣旨

児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目指した積極的な指導や未然防止の強化が求められている。

児童虐待を行う又は育児不安等を抱える保護者は、自身の心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子ども

の福祉の向上に資するものである。

(2) 事業内容

以下の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて選択し、実施すること。(複数実施も可能とする。)

① カウンセリング促進事業

ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施するものである。

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。

イ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。

(ア) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うものとする。

(イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。

(ウ) 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。

② 家族療法事業

ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、治療計画(プログラム)を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。

イ 子どもや家族に対する治療計画(プログラム)については、児童相談所と地域の医療機関(精神科医、小児科医等)や専門機関(有識者等)が協働して作成し実施すること。

ウ 事業の実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。

エ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル(ガイドライン)等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。

③ ファミリーグループカンファレンス事業

ア 本事業は、保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供するものである。

イ 本事業は、アに掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことにより実施することを基本とする。

ウ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者等とのグループ討議を実施するなど、複数の保護者等について合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。

④ 宿泊型事業

ア 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行うことを目的とする。

イ この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、家族再統合や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族

(イ) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族

ウ 事業内容

個々のケースに応じて次のような事業を実施。

(ア) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練

(イ) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議

(ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り

(エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言

エ その他

宿泊期間は個々のケースに応じて設置することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。

(3) 留意事項

① 本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要である。そのためには、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。

② 本事業を実施するに際し、個人情報の保護には十分留意すること。

③ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。

3 医療的機能強化事業

(1) 趣旨

都道府県は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得るとともに、緊急一時保護などの円滑な委託を図ることにより、児童相談所の医療的機能を強化するものである。

(2) 事業内容

① 対象者

この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 児童相談所で相談を受理した子ども（一時保護中の子どもを含む）及び保護者で、児童相談所長が心身の治療の必要性等について協力医療機関からの専門的技術的助言を要すると判断した者。

イ 虐待等により緊急一時保護が必要な子どもや一時保護所等での保護が困難な疾病等を有する又は有するおそれのある乳幼児等であって、医療機関への委託一時保護が適当と児童相談所長が判断した者。

② 実施方法

ア 都道府県は、地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。

イ 協力医療機関は、①のアの対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断するとともに、①のイの対象者に対して、一時保護を実施する。

4 法的対応機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士、警察官OB等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。

(2) 事業内容

① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。

② 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。

イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所におけるスーパーバイザー（専門的助言者）の体制の充実を図るとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めることが求められている。このため、高度な専門性をもった学識経験者や警察官OB等の実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て実施するものである。
- ② 学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。
 - ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。
 - イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。
 - ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。
 - エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例検証委員会、11の「評価・検証委員会」等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

6 専門性強化事業

(1) 趣旨

地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成を念頭に、実践的な研修を実施するとともに、専門的対応

マニュアル・ガイドライン（以下「マニュアル等」という。）を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図り、対応職員の専門性の向上に努めるものとする。

（２）事業内容

次のいずれかの事業を実施すること。

- ① 専門家養成のための実践的な研修の実施や中央研修への参加派遣
- ② 研修を行う講師等の中央研修への参加派遣
- ③ マニュアル等の作成（改訂含む）・配布

（３）実施方法

- ① 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年２回以上実施すること。
- ② マニュアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定にあたっては、相談実務に精通した者等を含むこと。
- ③ 作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、作成等を行うこと。
- ④ マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。

（４）留意事項

マニュアル等の作成等にあたっては、児童自立支援計画研究会作成の「子ども自立支援計画ガイドライン」を材料として活用する等、必要に応じて適宜作成されたい。

７ 一時保護機能強化事業

（１）趣旨

現在、一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもが同一の空間において援助されている混合援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもの教育の保障などの問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。

このため、都道府県は、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

（２）事業内容

次のいずれかの一時保護対応協力員を配置する。

- ① 学習指導協力員

保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導を行うものとする。

② 障害等援助協力員

疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。

③ トラブル対応協力員

混合援助などからくる子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。

④ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）

個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員を補助することとする。

(3) 実施方法

一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、(2)の業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。

(4) 留意事項

- ① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。
- ② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。

8 市町村及び民間団体との連携強化事業

(1) 趣旨

都道府県（児童相談所）は、要保護性の高い困難事例に対応していくとともに、住民に身近な市町村における相談体制の整備や民間団体との連携の強化を図っていくことが必要である。

そのため、市町村に対する後方支援の観点から、児童相談所の持っている相談対応や情報提供の援助技術等を市町村に伝播するとともに、NPO法人等の民間団体を活用した取組みを行うものとする。

(2) 事業内容

① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援

ア 児童相談所は、児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OB職員などを市町村又は要保護児童対策地域協議会に派遣・配置して、児童相談所が有する援助技術等の提供を図るものとする。

イ 児童相談所は、市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取組みに関する支援等を実施することにより、市町村における相談

体制の充実を図るものとする。

② 民間団体との連携

ア 民間団体活動推進事業

都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。

イ 民間団体育成事業

都道府県は、児童相談所が行う保護者指導を委託する民間団体を育成するため、都道府県自ら又は先駆的な民間団体等に委託して、育成が必要な団体が当該事業を実施できるだけのスキルアップを図れるよう、当該団体へのアドバイザーの派遣や当該団体の職員の先駆的な民間団体での実地訓練等を実施する。

9 24時間・365日体制強化事業

(1) 趣旨

児童相談所は、新たに児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援することを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

- ① 各児童相談所に、24時間・365日体制対応協力員を配置する。
- ② 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB職員等の非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。
- ③ また、②に掲げる時間帯または祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合の、平日の時間帯における②に定める非常勤職員等を配置する場合の体制強化についても対象とする。

(3) 24時間・365日体制対応協力員の任用資格

協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

- ① 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者
- ② 教員として従事した経験を有する者
- ③ 児童福祉司として従事した経験を有する者
- ④ 児童心理司として従事した経験を有する者
- ⑤ 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者
- ⑥ 保育士として児童及び保護者の指導に従事した経験を有する者
- ⑦ 児童福祉事業に熱意があつて、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者

(4) 留意事項

- ① 勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることから、労働関係法規に留意すること。
- ② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

10 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）等

（1）趣旨

平成16年の児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修（講習会）等を実施するものである。

（2）事業内容

保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修（講習会）（以下、「厚生労働大臣が定める研修（講習会）」という。）等

（3）実施基準

- ① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等。
- ② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員（要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員を含む）
- ③ 講義及び演習により行うもの。
- ④ 厚生労働大臣が定める研修（講習会）については、概ね3月以内とし、その他の研修については、必要に応じて期限を定めるものとする。

（4）研修（講習会）等の内容

研修（講習会）等の内容は、以下に定めるもの以上とすること。

- ① 厚生労働大臣が定める研修（講習会）について

【講義科目】

児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論

【演習科目】

社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習

※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修（講習会）の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること

- ② その他

児童福祉司等の任用時研修や、児童福祉司等のスキルアップ研修など必要な研修を行うものとする。

（5）留意事項

研修（講習会）の実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行う

などにより、調整機関職員の研修受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

1.1 評価・検証委員会設置促進事業

(1) 趣旨

児童相談所の適切な運営の確保のため、外部有識者等をメンバーとした委員会を設置し、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言を行うとともに、検証が有効と思われる事例の発生時においても評価と助言等を行うものである。

(2) 構成員

当該委員会の構成員は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について(平成20年3月14日 雇児総発第0314002号)」(以下「検証通知」という。)の別紙の第1の4に規定する者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。

(3) 事業内容

検証通知に規定する検証に加え、(1)の趣旨に基づく以下の内容等を実施する。

- ① 児童相談所の評価方法についての検討、評価指標、チェックリスト等の作成
- ② 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成
- ③ ①又は②を基にした定期的な評価・助言、検証の実施
- ④ ③に基づく報告書の作成、公表

(4) 留意事項

本事業は、検証通知に規定する検証に加えて、(3)の事業内容を実施するものであることから、当該委員会の構成員は、検証通知の別紙の第1の3に規定する検証組織の構成員とする又は構成員を活用するなどの工夫をされたい。

1.2 保護者指導支援事業

(1) 趣旨

虐待を受けるなどにより児童福祉施設への入所等の措置がとられている子どもにとっても、その保護者と再び一緒に生活することができるようになることは、子どもの福祉にとって望ましいことから、施設長期入所児童の親など困難事例に対して、改善へと向かうよう、児童福祉司と連携して継続的な指導を行う保護者指導支援員を配置し、子どもの家庭復帰への取組の強化を図るものである。

(2) 事業内容

① 対象者

この事業の対象者は、施設長期入所児童の親など困難事例であって、児童福祉司が保護者指導支援員と連携して保護者指導を行うことが適当と児童相談所長が判断した者とする。

② 実施方法

この事業は、次のいずれかの方法により実施するものとする。

ア 児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者を、保護者指導支援員として児童相談所に配置する。

イ 児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者を、保護者指導支援員として確保する社会福祉法人等に事業を委託する。

③ 実施要件

ア 保護者指導支援員は、児童相談所の決定した援助方針に則り、児童福祉司と連携して子どもの家庭復帰に向けた保護者指導を行うものとする。

イ 保護者指導の実施に当たっては、保護者の現状把握に努めるとともに、効果的な指導を行う観点から、保護者への面接による指導を継続的に行うこととする。

ウ 保護者指導の中で、心理的側面でのケアが必要な場合は、2の「カウンセリング強化事業」を併せて実施するなどの工夫を行うこととする。

エ 当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。

(3) 留意事項

本事業は、子どもの家庭復帰に向けた取組の強化を図ることを目的としていることから、保護者指導支援員について、勤務形態は任意に設定して差し支えないが、専ら本事業を実施するものとして配置又は確保するものとする。

特に(2)の②のイにより事業を委託する場合には、当該支援員の状況について十分に確認をすること。

第4 国の助成

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。

「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う
《個人に過重な負担》



社会全体で子育てを支える
《個人の希望の実現》

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切に
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

3つの大切な姿勢

○生命(いのち)と育ちを大切に

○困っている声に応える

○生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
 - ・子ども手当の創設
 - ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
 - ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
 - ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠・出産できるように
 - ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
 - ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
 - ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
 - ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
 - ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
 - ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
 - ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
 - ・小児医療の体制の確保
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
 - ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
 - ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
 - ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
 - ・乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
 - ・地域子育て支援拠点の設置促進
 - ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
 - ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
 - ・NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように
 - ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
 - ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
 - ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) 働き方の見直しを
 - ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
 - ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
 - ・テレワークの推進
 - ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を
 - ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
 - ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
 - ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
 - ・入札手続等における対応の検討

主な数値目標等

安心できる 妊娠と出産

	〔現状〕	〔H26目標値〕
ONICU（新生児集中治療管理室）病床数 （出生1万人当たり）	21.2床	⇒ 25～30床
〇不妊専門相談センター	55都道府県市	⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

地域の子育て力 の向上

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇地域子育て支援拠点事業 （市町村単独分含む）	7100か所	⇒ 10000か所
〇ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	⇒ 950市町村
〇一時預かり事業（延べ日数）	348万日	⇒ 3952万日
〇商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	⇒ 100か所

潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇平日昼間の保育サービス（認可保育所等） （3歳未満児の保育サービス利用率）	215万人 （75万人（24%））	⇒ 241万人 （102万人（35%））
〇延長等の保育サービス	79万人	⇒ 96万人
〇病児・病後児保育（延べ日数）	31万日	⇒ 200万日
〇認定こども園	358か所	⇒ 2000か所以上（H24）
〇放課後児童クラブ	81万人	⇒ 111万人

男性の育児参加 の促進

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10%	⇒ 半減（H29）*参考指標
〇男性の育児休業取得率	1.23%	⇒ 10%（H29）*参考指標
〇6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間（1日当たり）	60分	⇒ 2時間30分（H29） *参考指標

社会的養護の充実

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇里親等委託率	10.4%	⇒ 16%
〇児童養護施設等における小規模グループケア	446か所	⇒ 800か所

子育てしやすい 働き方と企業の取組

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇第1子出産前後の女性の継続就業率	38%	⇒ 55%（H29）*参考指標
〇次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	652企業	⇒ 2000企業

子ども・子育てビジョンにかかる児童虐待関連部分の抜粋

【次世代育成支援対策推進法】（平成15年法律第120号）

第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

第9条第1項 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

【行動計画策定指針】（平成21年国公委・文科・厚労・農水・経産・国交・環告示第1号）

五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

1 市町村行動計画

(1) 地域における子育ての支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

（略）このため、市町村は、次の(ア)から(イ)までに掲げる児童福祉法第二十一条の九に規定する子育て支援事業（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、（略）

さらに、市町村は、同法第二十一条の十の二の規定に基づき、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施する（ただし、その事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。）よう努めるとともに、同法第二十一条の十の三の規定に基づき、母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努める必要がある。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

ア 子どもや母親の健康の確保

（略）特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要である。

（次頁につづく）

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ア 児童虐待防止対策の充実

(ア) 関係機関との連携等

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることがあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。特に、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)は、児童虐待の発生予防から保護・支援に至るまですべての段階で有効であり、NPO、ボランティア等民間団体の参加を得るとともに、単なる情報交換の場にとどまらず、個別のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、その設置に努めなければならない。

また、同ネットワークが有効に機能するために、その運営の中核となる要保護児童対策調整機関に専門性を有する職員を配置するなどの機能強化を図ることも必要である。

なお、当該調整機関の職員を始めとする関係者の資質向上のため、都道府県等が実施する講習会等に参加することも必要である。

さらに、市町村は、出頭要求、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合は、都道府県知事又は児童相談所長に通知することや、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、都道府県の行う検証作業に参加・協力すること等を通じ、都道府県と連携した取組を進める必要がある。

(イ) 発生予防、早期発見・早期対応等

児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係団体との連携、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることが必要である。

また、このような適切な支援や虐待の早期発見・早期対応を行うためには、市町村において児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村の間で、効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制の構築を図る必要がある。

さらには、虐待の早期発見等のため、主任児童委員・児童委員等を積極的に活用することも必要である。

2 都道府県行動計画

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ア 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずる必要がある。

(次頁につづく)

また、特に児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。

(ア) 児童相談所の体制の強化

児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、そして、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である。このため、その中心である児童相談所が、一時保護所の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施する機能の充実を図るとともに、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分な関わりを持つようにするための体制の強化を図ることが必要である。

(イ) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童相談所が児童虐待に十分に対応していくためには、児童相談所自体の体制を強化するのみならず、市町村や関係機関との適切な役割分担及び連携を推進していくことが重要である。このため、住民に身近な市町村の体制を整備するため、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置促進や機能強化を図るための一環として、当該ネットワークの関係者に向けた専門性向上のための研修を実施する等の市町村の支援措置を講じるとともに、地域において専門的な知識及び技術を必要とする相談支援等を行い、保護指導者の委託先となる児童家庭支援センター等を積極的に活用していくことが必要である。

(ウ) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、当該事例について地域特性を踏まえた検証作業を行い、その結果に基づき必要な措置を講じることにより、このような死亡事例等の再発を防止することが求められる。

イ 社会的養護体制の充実

社会的養護体制の質・量ともに充実を図るため、①現に児童養護施設等へ入所している又は里親等に委託されている要保護児童の人数、②児童相談所で受理した相談等のうち、現に児童養護施設等へ入所等をしていないが、入所等を必要とする可能性のある児童の人数、③一時保護所で長期に保護されている児童の人数、④児童相談所における相談対応件数の推移、⑤要保護児童の保護等に関し、積極的に取り組んでいると考えられる他の都道府県の状況その他社会的養護を必要とする児童の人数の伸び等を把握するために適当と考えられる指標を勘案して、平成二十九年度までの必要量を念頭に、後期行動計画期間の必要量を定めること。

なお、一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備量に見合う定員及び個別対応できる居室の確保等すべての児童が安心して生活できることのできる環境整備等を勘案して計画を作成する必要がある。

(次頁につづく)

社会的養護体制の整備に当たっては、前記の必要量を見込むほか、次に記載する項目を参考とし、家庭的養護の一層の推進を図るとともに、権利擁護の強化や人材育成等も含め、ケアの質の確保を図るための体制確保について併せて進める必要がある。

(ア) 家庭的養護の推進

里親制度を充実し、里親委託を推進するため、新規里親の開拓、子どもを受託している里親に対する支援の充実に図ることが必要である。また、里親委託率については、地域の実情に応じ、現在の委託率より一定以上委託率が上がるよう、目標を設定する。

この際、児童相談所における支援の強化のみならず、里親支援機関等の地域資源の活用を図りつつ、進めることが必要である。

さらに、小規模住居型児童養育事業について、地域における普及の状況を踏まえつつ、家庭的養護の一形態として促進を図る必要がある。

(イ) 施設機能の見直し

心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備を推進する必要がある。

(ウ) 家庭支援機能等の強化

家庭支援機能の強化を図るためには、アで示したように、児童相談所の体制強化を進めるとともに、市町村や児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進する必要がある。この際、特に、児童家庭支援センターについては、児童相談所と連携し、その委託を受けて保護者指導を行うことや、市町村等関係機関に専門的・技術的助言を行うこと等の積極的な役割を担うことが期待されることから、その活用を図ることが求められる。

また、母子生活支援施設については、その特性を活かし、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等と連携し、母親と子どもの関係性に着目した支援を推進することが求められる。

(エ) 自立支援策の強化

施設を退所した者等に対し、自立を促す自立援助ホームの設置を推進する。この際、自立援助ホームについては、施設を退所する者等の数や地域の実情等を勘案し、当該地域における必要量を見込む必要がある。

また、これらの者が気軽に相談できる拠点を用意するなど社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援体制の整備を推進する必要がある。

(オ) 人材確保のための仕組みの強化

社会的養護の質を確保するため、その担い手となる職員及びその専門性を確保するための研修体制の整備を進める必要がある。

(次頁につづく)

この際、見込んだ必要量に見合った必要な人材育成を進めることができるよう体制を整備する必要がある。

(カ) 子どもの権利擁護の強化

子どもの権利擁護の強化を図るため、被措置児童等虐待に対する措置のほか、ケアの質の向上のための取組を進める必要がある。

このため、被措置児童等虐待に関する通告や子どもからの届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の適切な措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県においてあらかじめ対応について意識を共有するとともに、適切な対応を取ることができる体制を整備することが必要である。運用に当たっては、必要に応じてガイドラインの見直しや体制の見直しを適宜進める必要がある。

さらに、都道府県児童福祉審議会などの体制についても、実情に応じた適切な運用が図られるよう、体制を整える必要がある。

また、施設におけるケアの質の向上を進めるため、ケアの質に関しても監査できる体制を整備するとともに、施設における第三者評価の受審を推進することが必要である。

【子ども・子育てビジョン】（平成22年1月29日 閣議決定）

第3 3つの大切な姿勢

2. 困っている声に応える

○ 一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し（インクルージョン）、ひとり親家庭の子どもや障害のある子どもなど、特に支援が必要な方々が安心して暮らせるよう支援するとともに、子どもの貧困や格差の拡大を防ぎます。

- ・ 児童虐待を防止するとともに、社会的養護を必要とする子どもの増加や多様化に対応するため、家庭的養護の促進や施設機能の見直しなど、社会的養護の充実を図ります。

第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・ 児童虐待を防止するとともに、里親やファミリーホームの促進、施設のケア単位の小規模化など家庭的養護の拡充、虐待を受けた子どもへのきめ細やかな対応等により社会的養護の充実を図ります。

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・ 乳児の全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の設置促進、ファミリー・サポート・センターの普及促進、商店街の空き店舗や余剰教室の活用等により、地域における子育て支援の充実を図ります。

別添1 施策の具体的内容

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

＜児童虐待を防止するとともに、社会的養護を充実する＞

□ 児童虐待防止に向けた啓発（オレンジリボン・キャンペーン）

- ・ 児童虐待の現状を広く国民に周知するとともに、オレンジリボン・キャンペーン等の啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高めます。

□ 児童虐待の早期発見・早期対応

- ・ 市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るとともに、相談、支援を行う児童福祉司等の確保などにより児童相談所の体制強化を図ります。

また、保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関における職員等の対応スキルの向上により、児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図ります。
(次頁につづく)

□家庭的養護の推進

- ・ 児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進、里親や小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充など家庭的養護を推進します。

□年長児の自立支援策の拡充

- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）などの拡充、施設を退所した者等に対する支援の充実を図ります。

□社会的養護に関する施設機能の充実

- ・ 専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保等、子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう、現行の施設機能の在り方の見直しや体制の充実について検討します。

□施設内虐待の防止

- ・ 改正児童福祉法（平成21年4月施行）を踏まえ、児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員（スーパーバイザー）の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止の徹底を図ります。

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

<地域における子育て支援の拠点等の整備及び昨日の充実を図る>

□乳児の全戸訪問等（こんにちは赤ちゃん事業等）

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施するとともに、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業等の適切なサービスの提供を行うなど、切れ目のない支援体制を確立します。

また、出産前において支援を行うことが必要な妊婦に対し、訪問等の支援を行います。

別添2 施策に関する数値目標

項 目		現 状	目標（平成26年度）	
社会的養護の充実	里親の拡充	里親等委託率	10.4%	16%
		専門里親登録者数	495世帯	800世帯
		養育里親登録者数 （専門里親登録者数を除く）	5,805世帯（H21.10）	8,000世帯
	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）		—	140か所
	児童養護施設		567か所	610か所
	小規模グループケア		446か所	800か所
	地域小規模児童養護施設		171か所	300か所
	児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）		54か所	160か所
	ショートステイ事業		613か所	870か所
	児童家庭支援センター		71か所	120か所
	情緒障害児短期治療施設		32か所	47か所
子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関に専門職員（※）を配置している市町村の割合		58.3%（H21.4）	80%（市はすべて配置）	
個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善		35か所（H21.4）	全都道府県・指定都市 ・児童相談所設置市	
乳児家庭全戸訪問事業		1,512市町村（H21.7）	全市町村	
養育支援訪問事業		996市町村（H21.7）	全市町村での実施を目指す	

（※）専門職員とは、保健師、助産師、看護師、保育士、教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者、児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員【児童福祉法施行規則第25条の28第2項】

各自治体の取組

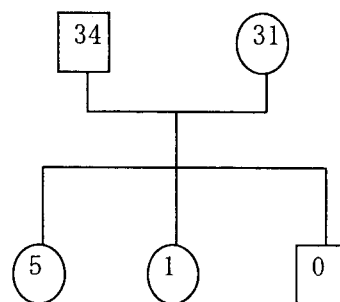
病院からの虐待通告の対応について

【ケース名】 (例) 身体的虐待の疑いがあると病院から通告があったケース

【ケースの概要】

・A 病院より、身体的虐待の疑いがあるとの通告がある。同病院の診断の結果、慢性硬膜下血腫、眼底出血、頭蓋骨骨折等がみられ、後遺症として眼底出血による視力低下等の可能性があるとのことであった。
・受傷要因については不明である（父母からは、抱っこしていて畳の上に落とした、つかまり立ちをして転倒したとの説明があったが、頭蓋骨骨折に至る受傷要因にはなり得ないとのこと。）。

【ジェノグラム】



【家族状況等】

(家族構成) 父(34歳), 母(31歳), 姉(5歳), 姉(1歳), 本児(0歳)

- ・本家庭は、5人世帯であり、D市に在住。両親は共働きであるが、母は本児の出産直前に休職し、その後本児らの養育は主に母が担っていた。父は自営業であり、仕事の合間に入浴や姉の保育所の送迎を行っていて、父が仕事で不在の時は、E市在住の母方祖母の援助を受けていた。
- ・本児は、月齢相応の発達が見られる。平成××年7月に不明熱でB病院に入院し、慢性硬膜下血腫、両側硝子体出血の診断を受けた。その後、同病院の紹介で、A病院を受診し即日入院となった。
- ・姉(5歳)は保育園に在園しており、傷、痣がみられたことはない。
- ・姉(1歳)は本児と年子である。月齢相応の発達が見られる。C病院に、感冒症状で本児と同時期に入院したが、CT検査、頭部所見なし。
- ・現在、母、姉(1歳)、本児、の3人は、今回の本児の傷害原因が不明なことから、緊急避難的にE市在住の母方祖父母宅で生活している状況である。

【援助経過】

(経過及び措置)

- H××.7
- ・病院からの虐待通告。
 - ・緊急受理会議、面接指導B。
(以後、関連病院及び姉(5歳)の在園保育園への調査、両親および姉(1歳)との面接調査、母方祖父母宅訪問調査等を実施。また、両親は本児を一時的に母方祖父母宅で母、姉、本児が生活することを了承。)
 - ・受理会議、児童福祉司指導を決定。
- H××.8
- ・本児は退院し、母方祖父母宅で母等と生活開始。同宅に家庭訪問開始。
 - ・虐待防止カウンセリング参加開始。
- H××.10
- ・ケースカンファレンス実施。
 - ・援助方針会議において別紙1「ケース処遇計画」に沿った援助実施を決定。
 - ・両親に対し別紙2「処遇計画スケジュール」を説明。両親は内容の履行を了解。
- H.××.11
- ・ケースカンファレンス実施(自宅での家族全員での試験外泊を決定)。
 - ・母、姉(1歳)、本児の試験外泊開始。
 - ・要保護対策地域協議会個別ケース検討会を開催(本家庭へのモニタリング体制等を決定)。
 - ・母、姉(1歳)、本児の自宅復帰。
- H××.12
- ・自宅への家庭訪問開始。
 - ・姉(1歳)及び本児が地元D市内の保育園に入園。

- H×Q 1 ・ケースカンファレンス実施（本児の受傷等問題がみられないことから、虐待防止カウンセリング以外の通所の終了が決定）。
- H×Q 2 ・ケースカンファレンス実施（本児の受傷等問題がみられないことから、3月に要保護対策地域協議会個別ケース検討会を開催し、地元D市に本家庭への家庭訪問等によるモニタリングを依頼することが決定）。
- H×Q 3 ・要保護対策地域協議会個別ケース検討会を開催（本家庭への4月以降のモニタリング等の支援体制及び家庭訪問等モニタリング主体（地元市D町村）を決定）し、本ケースは終結。

（課題と目標）

本ケースは本児の受傷の原因が虐待かどうかの判断ができず、虐待と仮定した場合、その主体が父、母いずれかも不明であることから、とりあえず第三者のモニタリングによるリスク軽減を目的に、本児（及び姉）は、“緊急避難的”にE市在住の母方祖父母宅で生活させることになったものである。

その後、今回の主訴において虐待行為があったと仮定し、その防止を目的に、父、母兩人に対し家庭復帰の事前、事後に次の各項目を実施することを計画した。

なお、家庭復帰については試験外泊を実施し、家庭訪問時に問題なしと判断されればそのまま継続し、家庭訪問や虐待防止カウンセリングへの両親、本児の参加等により、モニタリングを実施することとした。

（1）家庭復帰の事前指導

- ・ 児相による本児の身体状況に基づくSBS（乳幼児揺さぶられ症候群（shaken baby syndrome））等予防方法、育児方法、育児ストレス等対処方法の指導
- ・ 児童虐待防止カウンセリングへの参加（毎月1回児相で実施）
- ・ ケースカンファレンスの実施（2ヶ月に1回児相で実施）
- ・ 児相職員の訪問による自宅内での養育状況、危険箇所等の確認及びその対応等の指導

（2）家庭復帰の事後指導

- ・ 児相、本家庭在住市関係機関の訪問による家庭復帰事前に確認した養育等への対応状況の確認（毎月1回各機関で実施）
- ・ 保育園によるモニタリングの実施（本児入園後実施）
- ・ 児童虐待防止カウンセリングへの参加（毎月1回児相で実施）
- ・ ケースカンファレンスの実施（1ヶ月に1回児相で実施）

（3）支援プログラムとスケジュール

- ・ 下記【家族説明用資料】参照

（支援の結果）

虐待の可否や虐待行為の主体は判明しなかったが、児相の関わり以降、虐待行為が原因である本児の受傷等はみられなかった。

【家族説明用資料】

- ・ 処遇計画の具体的なスケジュールについて、別紙2「処遇計画スケジュール」を両親に提示したところ、その内容の履行について了解を得た。

【その他】

ケース処遇計画

1 対象ケース	対象児童	氏名	(男)
		生年月日	平成 年 月 日 (0才)
	対象保護者	氏名	(男) <実父>
		生年月日	昭和 年 月 日 (34才)
	入所施設名	(在宅指導)	
虐待種別	身体的虐待		
2 実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (予定)		
3 実施体制 (関係機関)	D市児童福祉課 (係長)		
	D市保健センター (係長 (保健師))		
	※ 本児は家庭復帰時にD市内の私立保育園に入園予定。		
4 計画の概要	<p>1. ケース概要 (通告内容等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A病院より、身体的虐待の疑いがあるとの通告があり、同病院の診断の結果、慢性硬膜下血腫、眼底出血、頭蓋骨骨折等がみられ、後遺症として眼底出血による視力低下等の可能性があるとのことであった。 ・ 受傷要因については不明である(父母からは、抱っこしていて畳の上に落としたり、つかまり立ちをして転倒したとの説明があったが、頭蓋骨骨折に至る受傷要因にはなり得ないとのこと。) <p>2. 児童・家庭の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本家庭は、5人世帯であり、両親は共働きであるが、母は本児の出産直前に休職し、その後本児らの養育は主に母が担っていた。父は自営業であり、仕事の合間に入浴や姉(5歳)の保育所の送迎を行っていて、父が仕事で不在の時は、E市在住の母方祖母の援助をうけていた。 ・ 本児は、月齢相応の発達が見られる。平成××年7月に不明熱でB病院に入院し、慢性硬膜下血腫、両側硝子体出血の診断を受けた。同病院の紹介で、同7月A病院を受診し即日入院となった。 ・ 姉(5歳)は保育園に在園しており、傷、痣がみられたことはない。 ・ 姉(1歳)は本児と年子である。月齢相応の発達が見られる。C病院に、感冒症状で本児と同時期に入院したが、CT検査、頭部所見なし。 ・ 現在、母、姉(1歳)、本児の3人は、今回の本児の傷害原因が不明なことから、児相の判断(第三者のモニタリングが必要)により、緊急避難的にE市在住の母方祖父母宅で生活している状況である。 		

	<p>3. 扶養親族状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父方祖母は他界。 ・ 母方祖父母は、E市在住しており、自営である。 これまでも本家庭を訪問して育児を手伝うなど援助をしており、今後も養育を援助する意志がある。 <p>4. 処遇計画</p> <p>現在、母、姉（1歳）、本児は、“緊急避難的”にE市の母方祖父母宅で生活しているが、今後、家庭復帰の事前、事後に次の各項目を実施することを計画している。</p> <p>(1) 家庭復帰の事前指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児相による本児の身体状況に基づくSBS（乳幼児揺さぶられ症候群（shaken baby syndrome））等予防方法、育児方法、育児ストレス等対処方法の指導 ・ 児童虐待防止カウンセリングへの参加（毎月1回児相で実施） ・ ケースカンファレンスの実施（2ヶ月に1回児相で実施） ・ 児相職員の訪問による自宅内での養育状況、危険箇所等の確認及びその対応等の指導 <p>(2) 家庭復帰の事後指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児相、地元D市関係機関の訪問による家庭復帰事前に確認した養育等への対応状況の確認（毎月1回各機関で実施） ・ 保育園によるモニタリングの実施（本児入園後実施） ・ 児童虐待防止カウンセリングへの参加（毎月1回児相で実施） ・ ケースカンファレンスの実施（1ヶ月に1回児相で実施） <p>◎ 処遇計画の具体的なスケジュールについては、別紙2「ケース処遇計画スケジュール」のとおり</p>
5 その他	

ケース処遇計画スケジュール

区分	～10月	11月	12月	1月	2月	3月	当 計 画 終 了 （ 予 定 ）
307 家族の対応	<p>◎ 家庭訪問（家庭環境、養育状況等の説明（7月～（毎月）））</p> <p>● 虐待防止カウンセリング参加（7月～（10月を除く毎月））</p>	<p>○ 児相で面接（今後の家庭復帰スケジュールを職員から説明）</p> <p>◎ 自宅での面接（自宅内での養育状況、危険箇所等を説明）</p> <p>● 虐待防止カウンセリング参加 ・精神科 Dr と SBS（※）のDVD視聴感想の話し合いを実施</p>	<p>○ 児相で面接（当支援計画に基づく養育状況等を説明）</p> <p>◎ 自宅での面接（自宅内外（保育園含む）での養育状況、危険箇所への対応等を説明）</p> <p>● 虐待防止カウンセリング参加 ・精神科 Dr に対し養育状況等を説明 ・精神科 Dr より助言</p>	<p>○ 児相で面接（当支援計画に基づく養育状況等を説明）</p> <p>◎ 自宅での面接（自宅内外（保育園含む）での養育状況、危険箇所への対応等を説明）</p> <p>● 虐待防止カウンセリング参加 ・精神科 Dr に対し養育状況等を説明 ・精神科 Dr より助言</p>	<p>○ 児相で面接（当支援計画に基づく養育状況等を説明）</p> <p>◎ 自宅での面接（自宅内外（保育園含む）での養育状況、危険箇所への対応等を説明）</p> <p>● 虐待防止カウンセリング参加 ・精神科 Dr に対し養育状況等を説明 ・精神科 Dr より助言</p>	<p>○ 児相で面接（当支援計画に基づく養育状況等を説明）</p> <p>◎ 自宅での面接（自宅内外（保育園含む）での養育状況、危険箇所への対応等を説明）</p> <p>● 虐待防止カウンセリング参加 ・精神科 Dr に対し養育状況等を説明 ・精神科 Dr より助言</p>	

※ 乳幼児揺さぶられ症候群（shaken baby syndrome）の略。

保護者指導について (官民協同による親支援)

虐待通告の増加の背景

- 子育て環境の悪化
- 家族の養育形態の多様化
- 児童の権利擁護と社会的責任の法制度化
- 子どもの養育への社会的関与(責任)
- 365日虐待通告対応体制
- 職権保護の増加

虐待を受けた子どもの状況

- 安全、安心が脅かされ、ケアが必要な子どもの増加
- 子どもの成長、発達、自立への深刻な影響
愛着形成、行動化、社会適応……

虐待をする親の状況

- 親自身の育ちの課題としての養育行動
- 地域での子育ての共有が困難
- 人との関わりに傷つき援助関係が困難
- 育児スキルの獲得が困難
- 養育の支援者がいない

支援プログラムの実施

H18年度の入所児家族への再統合の取り組み状況

【H18.7.31在籍児童の内のH17.4.1～H18.7.31入所被虐待児の206家族および
H18.4～H18.7.31に退所した35家族の241家族の調査から】

- | | |
|----------------------|-----|
| ① 家庭環境及び家族調整 | 24% |
| ② 施設との協働による親子面接 | 23% |
| ③ 継続面接による課題整理
そして | 17% |
| ④ 親支援プログラムの実施 | 2% |

すこやか家族再生応援事業 —H19～21年の3カ年事業—

【背景】

虐待相談の増加・複雑化・困難化ゆえの専門性の向上と体制の強化

【事業目的】

虐待の再発防止から家族再統合支援

【実施主体と委託機関】

主体は児相、実施者はNPO法人や大学有識者に委託 全13事業

官民協働での家族再統合の取り組み

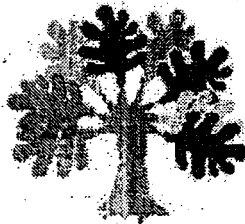
H22年度 実施事業と実施者

- ① MY TREEペアレントプログラム
NPO 法人 子育て運動えん
- ② CRC 親子プログラム
NPO 法人 チャイルド・リソース・センター
- ③ 男親塾(男性グループワーク)
立命館大学 人間科学研究所
社会技術研究開発事業



子育てに苦しさを感じている親のための

MY TREEペアレンツプログラム 2010年版(案)



子育てにつらさを感じている、気がつけば子どもをたたいている。
 子どもを無視してしまう。子どもの心とからだにダメージを与えてしまっ
 ていると感じ、このままでは自分がどうなってしまうのかと不安を抱いて
 いる。そんなあなたを大切に、回復支援プログラムです。
 少人数での語り合いを中心とした、安心できる支え合いのグループです。
 参加者の秘密は厳守されます。ぜひご参加ください。お待ちしております。

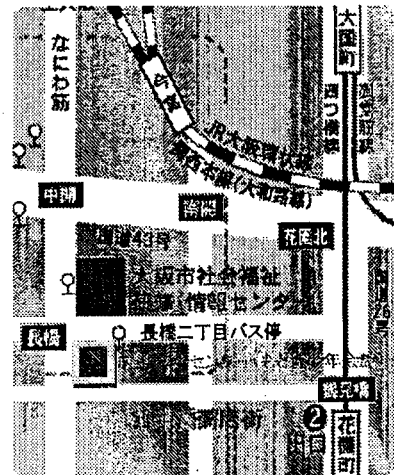
日時・内容(毎木曜日)	午後1時30分~4時	全13回+準備会&同窓会
0 2010年 8月 26日	グループ準備会	このミーティングの目的・ルール・身体ほぐし
1 9月 2日	安心な出会いの場 ①	
2 9月 9日	安心な出会いの場 ② 私の木、Iメッセージ	
3 9月 16日	わたしのエンパワメント	
4 9月 30日	怒りの仮面	
5 10月 7日	感情のコントロール	
6 10月 14日	体罰の6つの問題性	*この後10/21、10/28いずれかで個別の中間面接
7 11月 4日	気持ちを聴く	
8 11月 11日	気持ちを語る	
9 11月 18日	自己肯定感：否定的ひとり言の掃除	
10 11月 25日	自分をほめる・子どもをほめる	
11 12月 2日	母親らしさ 父親らしさ	
12 12月 9日	もっと楽しつけの方法	
13 12月 16日	MY TREE	
* 2011年 1月 20日または1月 27日	に終了時の個別面接。	
14 2011年 3月 3日	リユニオン	

場 所：大阪市社会福祉研修情報センター
 大阪市西成区出城5-2-20
 最寄駅：JR環状線「今宮」駅

プログラムは無料で行なわれます。「しつけと体罰」(1400円)
 「気持ちの本」(1470円)(ともに森田ゆり著 童話館出版)を
 テキストとして使いますので、ご購入下さい。

主催問合せ先：大阪府子ども家庭センター
 大阪市子ども相談センター
 運営担当者：伊藤ゆうこ 松浦ひろえ 関口よしえ

この「MY TREE ペアレンツプログラム」は、森田ゆり氏によって開発
 され、トレーニングを受けた専門スタッフが実施いたします。



○JR大阪環状線・大和路線「今宮」駅徒歩10分
 ○市バス「長橋二丁目」バス停すぐ
 7系統(あべの橋~住吉川)赤バス西成西ループ
 ○地下鉄四つ橋線「花園町」駅2番出口徒歩15分

CRC親子プログラム ふたば



このプログラムは、お母さんやお父さんが子どもと もっと仲良くなるのをお手伝いするものです。
離れていても、子どものためにできることがたくさんあります。

最初からいい親なんてどこにもいません。

CRC親子プログラムのスタッフと一緒に、少しずつやっていきましょう。

(スタッフは、子ども家庭センターの職員ではありません。)

*回数：7回（1回1時間半、2週間に1回）

*場所：乳児院

*内容：お母さんやお父さん・子ども・スタッフが次のような時間を一緒にすごします。

① 親子交流の時間

親子で一緒に遊んだり、ほっこり
できる時間を過ごします

- ・身の回りのお世話をしてみよう
- ・子どもと遊んでみよう
- ・子どもをよく見てみよう
- ・いっしょにお散歩に行こう♪



② 親の時間

親として子どものためにできるこ
とを学びます

- ・子どもは今、何が好き？どんなこ
とができるようになったかな？
- ・親子交流の時間を振り返ってみよ
う
- ・子どもと仲良くなるコツって？



*このプログラムに参加すると・・・

- ・子どもと もっと仲良くなる方法が、見つかります！
- ・子どものことが、もっとよく分かります！
- ・子育ての方法や困ったときのヒントが、分かります！
- ・これから子どものためにできることが、見つかります！



あなたの人生を振り返り、
ワンランク上の父親になる

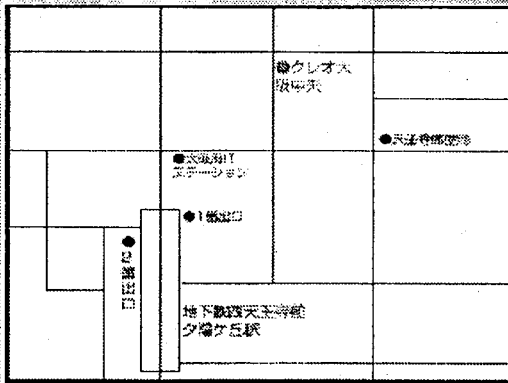
男親塾 (男性カール)

男親塾は、父親として子育てのスキルをアップするためのグループです。今よりもっと子どもと良い関係を築きたい！！そんな思いをお持ちの方はぜひお越しください。帰られるときには、きっとワンランク上の子育ての術を手に入れているはずです。

日時：2010年5月8日～9月25日 土曜日 13時30分～15時30分
会場：クレオ大阪中央 (大阪男女共同参画センター中央館)
参加費：無料
申し込み：()の担当者にご相談ください。
(各センターの住所・電話を入れる)

平成22年度 第1クール スケジュール

- 第1回目 5月 8日
- 第2回目 5月22日
- 第3回目 6月 5日
- 第4回目 6月19日
- 第5回目 7月 3日
- 第6回目 7月31日
- 第7回目 8月21日
- 第8回目 8月28日
- 第9回目 9月11日
- 第10回目 9月25日



クレオ大阪中央は地下鉄谷町線
四天王寺前夕陽ヶ丘駅 一番出口
徒歩3分



体験者の声

私は5年ほど前に、子どもに悲惨な虐待をし、妻にも暴力をふるい、児童相談所にお世話になっている途中の男親です。当初は児童相談所と話し合いがしっくりいかず、一人で考え、悩む日々が続きました。ところが1年半前に塾の存在を知り、通塾始めると、塾のスタッフや同じ立場の男親たちの助言で心が休まり、ゆっくりと自分を振り返り、見直すことができました。私にとって、この塾は自分の発表会であり、心の拠り所です。
今一人で悩んでいる男親のあなたも、一度、この塾で自分の思いを思いっきり語ってみませんか？



企画：立命館大学 人間科学研究所
協力：(財)大阪市女性協会

この企画は(独)科学技術振興機構「社会技術研究開発事業
研究開発成果実装支援プログラム」の助成を受けております

①MY TREEペアレンツプログラム

【実施年・対象】

- H19年～ 大阪市児相との共同の委託事業
- 虐待をしている親の回復支援プログラム
- 大阪市内で実施 参加数計 38人

【プログラムの内容】

- 10人の固定グループ 年15回 保育有
- ファシリティーター学びのワークと自分トーク
- セルフケア

②CRC親子プログラム

【実施年・対象】

- H19年～ 委託事業
- 虐待をしている乳幼児の親の教育プログラム
- 乳児院、子ども家庭センターで実施 計37組

【プログラムの内容】

- 親子一組ごとに養育スキルを高める
- 親子交流時間と親時間・子ども時間
- 子どものリソースへの気づき

③男親塾

【実施年・対象】

- H22年～ 各児相と大学の連携
- 男親の親性の向上のためのプログラム
- 男女共同参画センター中央館 現在5名

【プログラムの内容】

- 10回の年クール オープングループ
- 男親の親性の向上のためのプログラム
- グループによるコミュニケーションスキル向上、思い込みの修正

取り組みの流れ

- ① 職員への実施者による周知研修
ワークの実施
当事者（経験した親）の報告
- ② 職員による保護者へのプログラム紹介
- ③ 職員による実施者へのケース説明
- ④ 実施者による保護者の事前面接
- ⑤ 中間・最終カンファレンス（職員・実施者）
- ⑥ 親の変容をベースに職員による援助関係

官民協働の効果・効用

- ① 親が見相の評価を気にせず安心して臨む
- ② 親自身の課題の中心に焦点があてられ親の変容
が大きい(自尊感情の回復・気づき)
- ③ 親が通告時の見相の対応を支援のための介入と
実感でき児童相談所(担当)を信頼するようになる
- ④ 拒否的な親を治療・援助につなげる契機となり、
長期分離を早い段階で回避することにつながる
- ⑤ 効果測定によりプログラムが進化してゆく
- ⑥ 職員の親の理解、アセスメント等の向上になる
- ⑦ 役割分担により、通告の初期対応を優先させても
家族再統合に組織的に取り組める

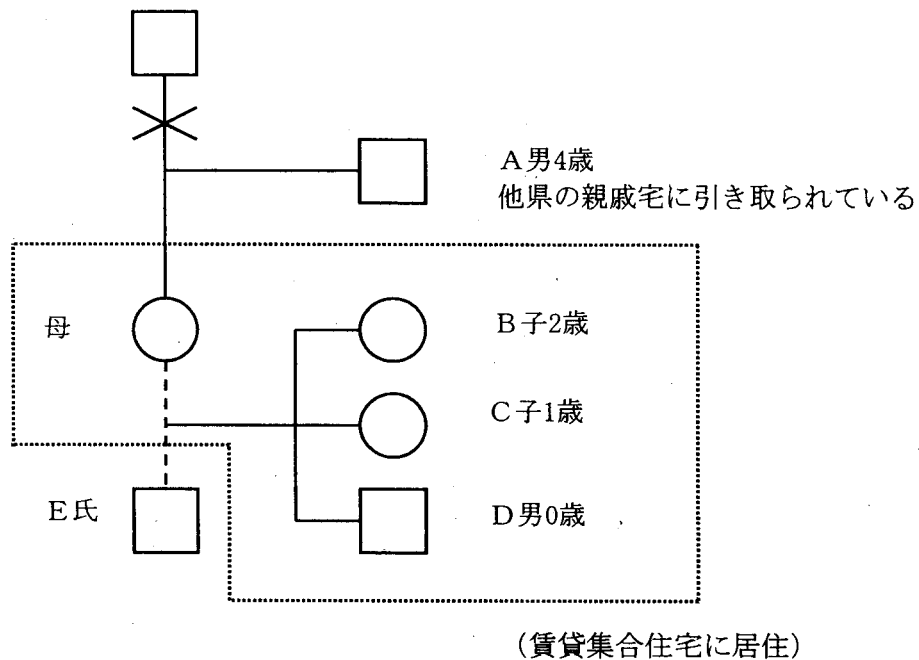
広域実施の利点

- ① 広域実施により、地域社会とつながりを回避している親が社会関係をもてる
- ② 自治体間による柔軟な支援体制を築け、転居にも支援の連続性がもてる
- ③ 単独実施より経費削減となる
- ④ 児童福祉分野における専門性の確保と研究の推進になる

立入調査、出頭要求事例について

(事例の概要)

- 飛び込み出産や母親が精神的に不安定であること等から区役所・保健所が家庭訪問し支援を開始した。
- その後、母子との連絡が取れなくなり、児童相談所が家庭訪問するが応答がない。
- 出頭要求告知するが、母親から出頭できないとの連絡がある。
- その後の家庭訪問でも応答なく、立入調査を実施した。



(ポイント)

- 児童相談所・区役所・保健所・警察・建物管理者等との連携
- 行政としての迅速果敢な対応
- 児童相談所の組織的対応(重大事例指定)
- 現場における児童相談所のリーダーシップ
- 児童相談所の主たる担当者の女性ならではの細やかな配慮

＜児童相談所の立入調査に至るまでの主な経緯＞

端 緒

- 0日 ●D男出生後、母子手帳申請あり。ここで本世帯の存在が明るみに出る。
12日 ●区役所・保健所が家庭訪問するも応答無。
●母親のみが児童手当の手续に区役所へ。未婚母子世帯・経済的困窮等が判明。
13日 ●区役所・保健所が家庭訪問。母親・E氏在宅。B子・C子現認するも表情に乏しくD男体重増加不良。
(以後、計4回、区役所及び保健所が家庭訪問するも何れも応答無。実務者会議で状況報告。)

児童相談所受理

- 22日 ●区役所から送致。「母親と連絡が取れない。子の安全と健全な養育が確保されないおそれがある。」
25日 ●児童相談所にて受理会議。
26日 ●ケース協議(児童相談所・保健所・区役所)。A男の存在が明らかに。
●現地調査。
27日 ●現地調査。母親宛の手紙発送。
32日 ●家庭訪問。応答無。再度訪問する旨の手紙を玄関ドアポストに。
35日 ●家庭訪問。応答無。室内から子どもの泣き声。「来所のお願ひ」(8日後を期限)を玄関ドアポストに。
43日 ●「来所のお願ひ」での来所期限。母子来所せず。
47日 ●実務者会議。
(以後、実地調査2回実施、家庭訪問(インターホンにて男性(E氏?)と会話「母子は居ない」とのこと)1回実施。)

援助方針会議①

- 55日 ●援助方針会議。重大事例として指定(毎週調査状況を援助方針会議に報告)。立入調査も検討。

サポートチーム会議①

- 61日 ●サポートチーム会議開催(児童相談所・保健所・区役所・警察)。
●家庭訪問。応答無。室内から子どもの泣き声。

援助方針会議②

- 62日 ●援助方針会議。事例の状況報告。
63日 ●法律相談(弁護士)。主に立入調査につき助言を受ける。
64日 ●建物管理者を訪問。事例の概要・児童虐待防止法の手続を説明し協力依頼。

出頭要求告知①

- 64日 ●インターホンにて母親と会話。出頭要求告知書(4日後を期限)を母親が受取らず玄関ドアポストに。
68日 ●母親から電話。母親は出頭要求に応じられない等、終始泣いて話す。
●家庭訪問。応答無。母親宛手紙を玄関ドアポストに。

援助方針会議③

- 69日 ●援助方針会議。事例の状況報告。
●現地調査。
70日 ●現地調査。E氏宛の手紙を1階集合ポストに。
74日 ●家庭裁判所にて、臨検捜索の手続について協議。
●家庭訪問。応答無。
75日 ●母親から児童相談所担当者宛の手紙着。
●家庭訪問。応答無。母親宛手紙を玄関ドアポストに。

援助方針会議④

- 76日 ●援助方針会議。事例の状況報告。

サポートチーム会議②

- 81日 ●サポートチーム会議開催(児童相談所・保健所・区役所)。
●スーパーバイズ(学識経験者)。実態不可視の状況下での虐待の認定について(書面上)。
82日 ●家庭訪問。応答無。室内から子どもの声。母親宛手紙を玄関ドアポストに。

援助方針会議⑤

- 83日 ●援助方針会議。事例の状況報告。
●家庭訪問。応答無。母親宛手紙を玄関ドアポストに。

出頭要求告知②

- 85日 ●家庭訪問。応答無。出頭要求告知書(4日後を期限)を玄関ドアポストに。
●建物管理者から、3日後に玄関ドアを開錠するように努力する旨の電話あり。
86日 ●母親から児童相談所担当者宛の手紙着。

立入調査

- 88日 ●急遽、本日立入調査の実施を決定。警察署に援助依頼。保健所・区役所に協力要請。
●立入調査実施(児童相談所・警察・区役所・保健所・建物管理者)。
●B子・C子・D男、病院にて委託一時保護。母親、メンタルクリニック受診(職員同行)。

援助方針会議⑥

- 90日 ●援助方針会議。重大事例の指定解除。